

ふくしま男女共同参画プラン  
(平成28年度改定)

平成29年3月  
福 島 県

# 目 次

## 第1章 計画の趣旨

- 1 これまでの福島県の取組…………… 2
- 2 計画改定の背景…………… 4
- 3 計画の性格と位置付け……………17
- 4 計画の期間……………17

## 第2章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念……………20
- 2 計画推進の視点……………20
- 3 計画の体系……………21
- 4 重点的な取組と代表指標……………22

## 第3章 計画の内容

### 基本目標Ⅰ 復興・防災における男女共同参画の推進

- (1) 復興に向けての男女共同参画の推進……………24
- (2) 防災における女性の参画の促進……………26

### 基本目標Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

#### 1 男女共同参画意識の普及・啓発

- (1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進……………28
- (2) 学校教育におけるジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進……………30
- (3) メディアにおける人権尊重の推進……………32

#### 2 男女共同参画に関する調査研究と家庭・地域での実践拡大

- (1) 男女共同参画に関する調査・研究と成果を踏まえた取組の推進……………34
- (2) 家庭・地域における男女の参画促進と実践の拡大……………36
- (3) 家庭・地域における学習機会の充実……………38

#### 3 多様な価値を尊重する社会の実現

- (1) 国際人権規範等の取入れと国際交流・協力の推進……………40
- (2) 国際化に対応した暮らしやすい環境づくり……………42
- (3) 性自認や性的指向にかかわらず等しく尊重され受容される社会の実現……………44

### 基本目標Ⅲ 女性の活躍の促進

#### 1 女性人材の育成と経済的な地位の向上

- (1) あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成……………46
- (2) 女性の活躍のための環境整備と経済的自立の促進……………48
- (3) 自営業等における女性の労働に対する適正な評価と支援……………51

2	意思決定過程における女性の参画の促進	
(1)	公的分野における参画の促進	53
(2)	企業、団体、地域等における参画の促進	55
基本目標Ⅳ	仕事と生活の調和を図るための環境の整備	
(1)	働き方改革等の推進	58
(2)	育児・介護にかかる社会的支援の拡大	61
(3)	家庭・地域等における男性の参画の促進	64
基本目標Ⅴ	男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援	
1	男女間におけるあらゆる暴力の根絶	
(1)	男女間における暴力の根絶に向けた取組の推進	66
(2)	男女間における暴力の被害者支援と再発防止対策	68
2	生涯を通じた男女の健康支援	
(1)	性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ） の増進	70
(2)	生涯を通じた男女の健康保持・増進	72
第4章	計画の推進	
1	計画の推進	76
2	推進体制	76
3	進行管理	77
○指標一覧		80
○年表		85
○用語集		88
○参考資料		
(1)	福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成する ための男女共同参画の推進に関する条例【男女共同参画推進条例】	92
(2)	男女共同参画社会基本法	95



# 第1章

## 計画の趣旨

## 1 これまでの福島県の取組

- 県では、国連における女性の地位向上を図るための「世界行動計画」の採択や、それに対応した国の「国内行動計画」の策定などに合わせ、1983年（昭和58年）に「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」を策定し、1988年（昭和63年）には、「婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ将来戦略）」や「新国内行動計画」を受けて県計画を見直しました。
- 1994年（平成6年）3月、新しい行動計画として女性総合センター（仮称）の整備等を盛り込んだ「ふくしま新世紀女性プラン」を策定し、2001年（平成13年）1月には、本県の男女共同参画推進の実践的活動拠点となる男女共生センターを開設しました。
- この間、「第4回世界女性会議」の開催や国の「男女共同参画2000年プラン」の策定、「男女共同参画社会基本法」の制定等、国内外において新たな動きがみられ、ジェンダー<sup>\*</sup>の視点<sup>\*</sup>から社会制度・慣行を見直すことや、女性の人権の尊重等、新たな課題に対応する必要が出てきたことから、本県における男女共同参画の形成に向けた施策をより一層推進することを目的として、2001年（平成13年）3月に「ふくしま男女共同参画プラン」を策定しました。
- 2002年（平成14年）3月には、男女の実質的な平等を実現し、男女一人ひとりが個人として尊重される社会を形成するため、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」（以下、「男女共同参画推進条例」という。）を制定し、同年6月に「福島県男女共同参画審議会」を設置するとともに、県民及び事業者の意見申出を適切に処理するため、男女共生センターに男女共同参画推進員を配置しました。
- 2006年（平成18年）3月には、平成14年に施行されている男女共同参画推進条例の理念や考え方等をプランに反映させるとともに、少子高齢化の進行、経済の長期低迷、ドメスティック・バイオレンス<sup>\*</sup>等男女間の暴力問題の顕在化といった社会経済情勢の変化に対応した施策を展開するため、「ふくしま男女共同参画プラン」を改定しました。また、男女共同参画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、知事を本部長とする「福島県男女共同参画推進本部」を設置しました。
- 2010年（平成22年）3月には、進行する少子高齢化や厳しさを増す雇用環境の悪化等の急激な社会経済環境の変化に的確に対応するために、新しい施策展開が必要であるとして、平成22年度の終期を待たずに1年前倒しして、「ふくしま男女共同参画プラン（平成17年度改定版）」を改定しました。
- 2013年（平成25年）3月には、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震と

---

### ※ ジェンダー(gender)

社会的、文化的につくられた性差のこと。生物学的な性差（sex：セックス）に対して、これと区別するために、国際的にも広く使用されることとなった概念・用語。

「ジェンダー」という用語には、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではない。

### ※ ジェンダーの視点

性差別、性別による固定的役割分担、偏見等が社会的に作られたものであることを意識していこうとする視点。

### ※ ドメスティック・バイオレンス（DV：domestic violence）

配偶者や恋人など親密な関係にある者から振られる暴力のこと。多くの場合は、男性から女性に振られる。

身体的暴力や性的暴力だけでなく、精神的暴力や経済的暴力なども含まれる。

それに伴う大津波（以下、「東日本大震災」という。）及びその後の東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下、「原子力災害」という。）の教訓を踏まえ、復興・防災における男女共同参画の推進が必要であるとして、「ふくしま男女共同参画プラン（平成21年度改定版）」を改定しました。

- 2017年（平成29年）3月には、「ふくしま創生総合戦略」や国の「第4次男女共同参画基本計画」、「働き方改革実行計画」の策定などの社会情勢の変化を踏まえるとともに、本県の復興と地方創生を成し遂げるためには、女性の活躍促進と働き方改革の推進が必要であることから、「ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定版）」を改定することとしました。

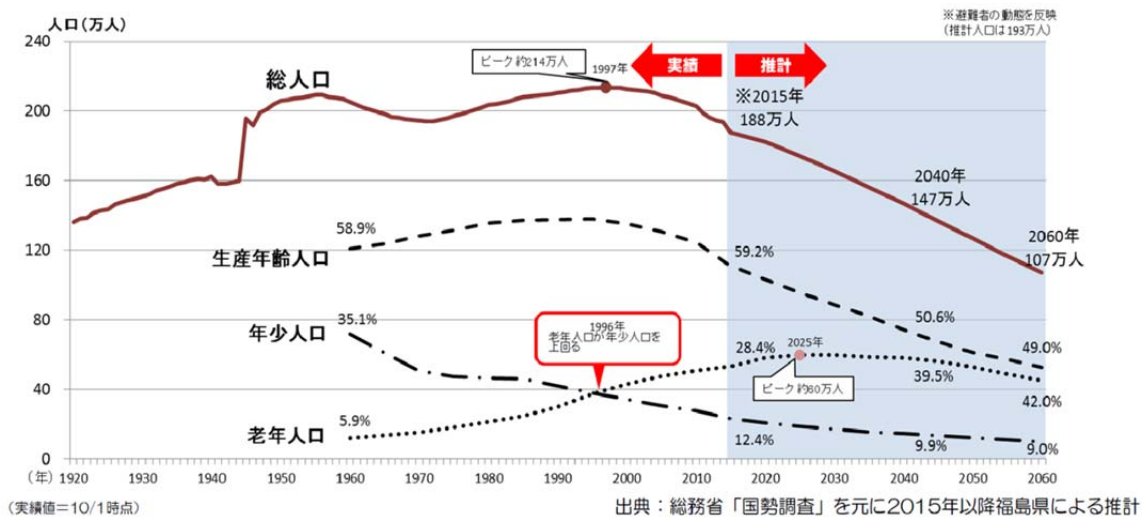
## 2 計画改定の背景

### (1) 急激な人口減少と地域への影響

#### ① 総人口の推移と将来推計人口

本県の人口は、1998 年以降減少の一途を辿っており、特に 2011 年には東日本大震災及びそれに続く原子力災害の影響を受け、約 4 万人の大幅な人口減少となりました。このままの減少が続くと、2040 年の県の人口は約 147 万人まで減少するとの推計が出ています。

図 1 福島県の人口推移



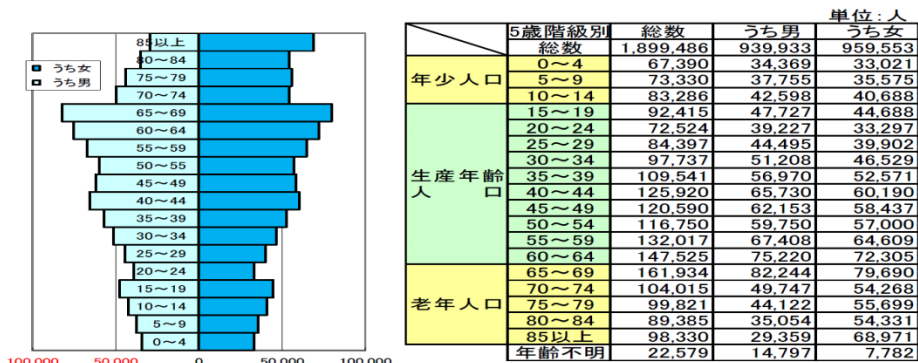
※1 避難者の動態予測を含めた推計については、避難者を対象とした意向調査の回答等を基に独自推計したもの。帰還率は意向調査による「戻る意志がある人」の100%、「判断に迷う人」の50%が帰還するものと仮定。当該人口推計は、基準年を2015年とし、国勢調査結果等を基にした生残率・純移動率・出生率を用いて、コーホート要因法(※2)により将来人口を推計。

※2 基準年の男女別・5歳階級別人口に生残率・純移動率を乗じて、5年後の人口を求める。  
新たに生まれる人口は、出生率から求めた出生数に生残率・純移動率を乗じ、5年後の0～5歳人口として組み入れる。

資料：福島県人口ビジョン

● 福島県の人口は、1,899,486 人（平成 28 年 11 月 1 日現在推計人口）で、戦後初めて 190 万人を下回り極めて深刻な状況となっています。人口ピラミッドも既につぼ型になっており、将来的にはさらに底辺部がすぼんだつぼ型に移行するものと予想されています。

図 2 人口ピラミッド、年齢（5歳階級）別人口（福島県）

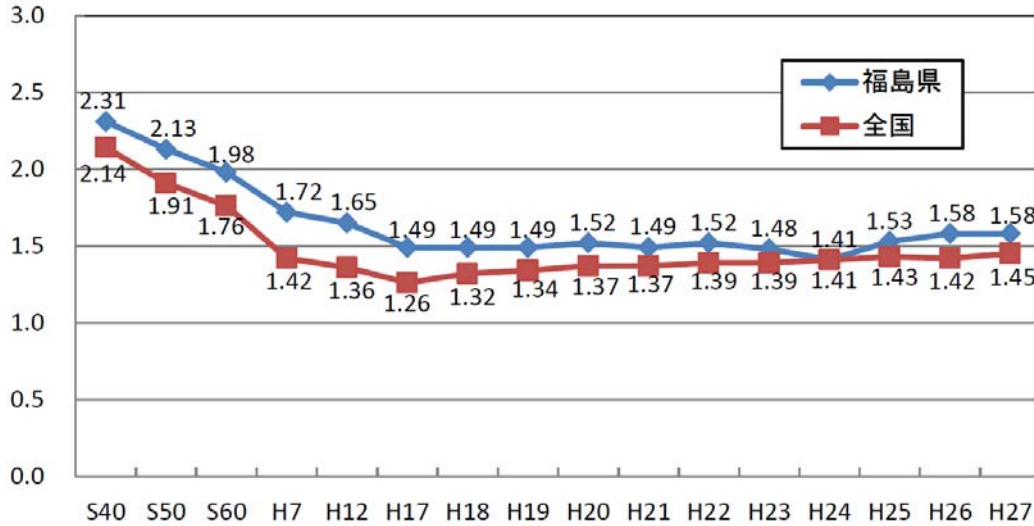


資料：福島県現住人口調査



- 合計特殊出生率\*は近年上昇傾向にありますが、親となる世代（15～49歳の女性人口）の減少が続いていることから、出生数は減少傾向にあります。

図3 合計特殊出生率\*の推移

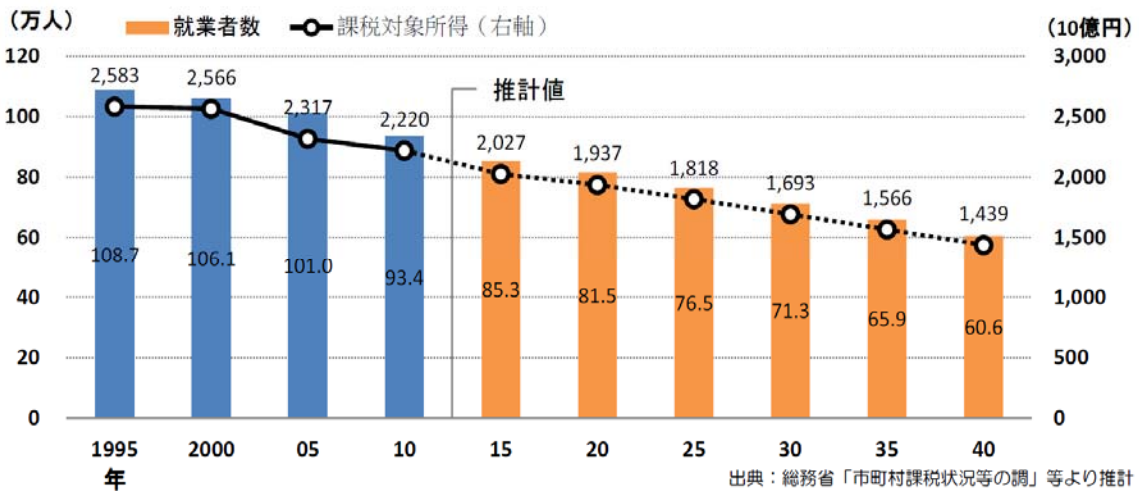


資料：人口動態統計（確定数）の概況（厚生労働省）

② 地域経済への影響

人口（生産年齢人口）の減少に伴い、就業者数も1995年をピークに減少してきています。一人当たりの県民所得が増えない限り、就業者数の減少とともに消費が縮小し、将来的には地域経済に大きな影響を与えることが予想されます。

図4 就業者数と所得の将来推計（福島県）



出典：総務省「市町村課税状況等の調」等より推計

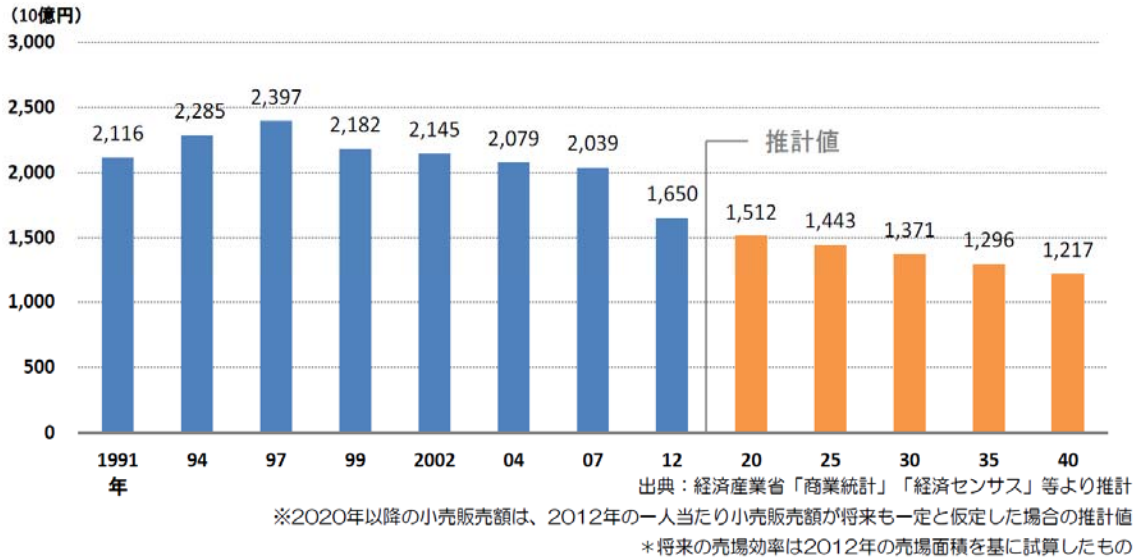
※2015年以降は2010年の一人当たり所得が将来も一定と仮定した場合の推計値

資料：福島県人口ビジョン

※ 合計特殊出生率

1人の女性が一生の間に産む平均子ども数。

図5 小売業の年間商品販売額の将来推計（福島県）



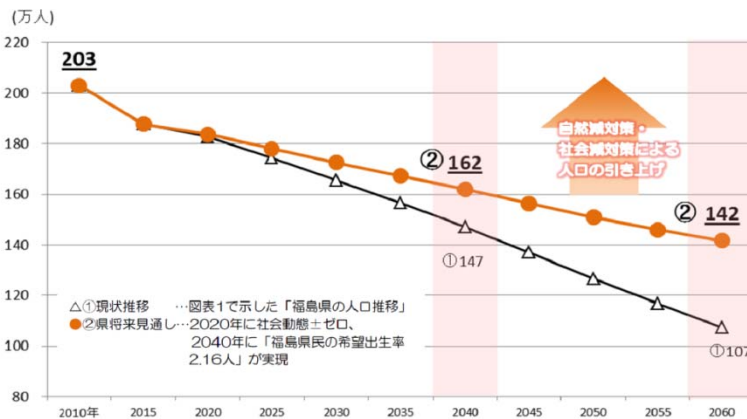
資料：福島県人口ビジョン

③ 福島県人口ビジョンにおける人口目標とふくしま創生総合戦略

人口減少は、就業者の減少や消費市場の縮小を引き起こし、地域経済規模を縮小させるとともに、地域コミュニティ等の持続可能性を脅かすこととなります。

そこで、本県では、平成27年11月、福島県人口ビジョンを策定し「2040年に福島県総人口160万人程度を目指す」という人口目標を設定するとともに、同年12月、ふくしま創生総合戦略を策定し、4つの基本目標を掲げ、積極的に施策を進めることとしています。

図6 福島県の将来人口推計



ふくしま創生総合戦略の4つの基本目標

- 1 県内に安定した雇用を創出する～しごとづくり～
- 2 県内への新しいひとの流れをつくる～ひとの流れをつくる～
- 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる～結婚・出産・子育て支援～
- 4 ひとと地域が輝くまちをつくる～まちづくり～

【①現状推移】

- 2010年国勢調査の数値を基に2015年以降避難者の動態予測を含めて推計した人口。

【②県将来見通し】

- 上記の現状推移の推計を基に、2020年以降に人口移動がゼロとなる仮定するとともに、合計特殊出生率(TFR)を2040年に「福島県民の希望出生率2.16人」が実現されると仮定し、2040年までは2.16に至るまで均等(2030年は1.94)に上昇し、2040年以降は2.16人が維持されるものとして推計。

資料：福島県人口ビジョン